

大 個 審 第 2 4 号
(答 申 第 3 4 0 号)
令 和 元 年 8 月 2 日

大 阪 府 知 事 様

大 阪 府 個 人 情 報 保 護 審 議 会
会 長 柳 井 健 一

個 人 情 報 の 取 扱 い に 関 す る 意 見 に つ い て (答 申)

令 和 元 年 7 月 2 2 日 付 け 国 健 第 1 7 4 3 号 で 諮 問 の あ り ま し た 「 大 阪 府 健 康 づ く り 支 援 プ ラ ッ ト フ ォ ー ム 整 備 等 事 業 」 の 本 格 実 施 に 係 る 大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 (以 下 「 条 例 」 と い う 。) 第 7 条 第 5 項 に 規 定 す る 要 配 慮 個 人 情 報 の 収 集 禁 止 原 則 の 例 外 事 項 に つ い て は 、 審 議 の 結 果 、 そ の 収 集 す る 要 配 慮 個 人 情 報 に つ い て は 、 事 業 の 目 的 を 達 成 す る た め に 必 要 不 可 欠 と 認 め ら れ る こ と か ら 、 下 記 事 項 に 留 意 の 上 、 本 件 収 集 に 関 し て 例 外 事 項 に 該 当 す る も の と し て 取 り 扱 っ て 差 し 支 え な い も の と 認 め ま し た の で 、 答 申 し ま す 。

記

- 1 実 施 機 関 に お い て 、 本 事 業 の た め に 用 い る 個 人 情 報 の 管 理 責 任 者 を 定 め 、 個 人 情 報 の 漏 え い の 防 止 等 、 個 人 情 報 の 適 切 な 管 理 の た め に 必 要 な 措 置 を 講 ず る こ と 。
ま た 、 本 事 業 に お い て 個 人 情 報 を 取 り 扱 う 職 員 に つ い て は 、 必 要 最 小 限 の 人 数 と す る こ と 。
- 2 収 集 す る 個 人 情 報 は 、 本 事 業 を 実 施 す る た め に 必 要 な 範 囲 内 で 、 適 法 か つ 公 正 な 手 段 に よ り 行 う こ と 。 ま た 、 本 事 業 の 参 加 者 に は 、 収 集 す る 個 人 情 報 の 内 容 及 び 収 集 し た 個 人 情 報 の 利 用 方 法 が 明 確 に 理 解 で き る よ う な ホ ー ム ペ ー ジ の 構 築 等 を 行 い 、 参 加 者 が 十 分 に 自 ら 収 集 さ れ る 個 人 情 報 の 内 容 及 び 収 集 し た 個 人 情 報 の 利 用 方 法 を 理 解 し て 、 本 事 業 へ の 参 加 の 同 意 を 判 断 す る こ と が で き る よ う 工 夫 す る こ と 。
- 3 本 事 業 の 委 託 先 に 対 し て 、 個 人 情 報 取 扱 責 任 者 を 定 め 、 個 人 情 報 の 漏 え い 、 滅 失 又 は 損 傷 の 防 止 な ど 、 条 例 第 1 0 条 に 基 づ く 個 人 情 報 保 護 措 置 を 求 め る こ と 。
ま た 、 本 事 業 の 委 託 先 に 対 し て 、 本 事 業 の 個 人 情 報 を 取 り 扱 う 従 事 者 の 人 数 を 必 要 最 小 限 と し 、 事 前 に 従 事 者 の 届 出 を 行 う よ う 求 め る こ と 。
- 4 委 託 契 約 書 に 基 づ き 、 再 委 託 を 承 認 す る 場 合 は 、 再 委 託 先 に 対 し 、 個 人 情 報 の 取 扱 い に つ い て 、 委 託 先 に 求 め る 内 容 と 同 様 の 個 人 情 報 保 護 措 置 を 求 め る こ と 。
- 5 本 事 業 に よ り 収 集 し た 個 人 情 報 を 個 人 が 特 定 で き な い よ う 加 工 を 施 す こ と に よ

り、いわゆるビッグデータとして利用する等の場合については、必ず当審議会への諮問を経ること。

- 6 本事業において、個人情報を提供する市町村に対し、個人情報の適正管理等、当該市町村の個人情報の保護に関する条例を適正に運用することを求めること。

(答申に関与した委員の氏名)

柳井健一、島村健、赤津加奈美、海道俊明、近藤亜矢子、西村枝美、長谷川佳彦、布施匡章